

# 島根県農業振興地域整備基本方針

昭和45年	4月	作成
昭和51年	3月	一部変更
昭和60年	8月	一部変更
平成15年	4月	一部変更
平成22年	12月	一部変更
平成28年	6月	一部変更

## 農業振興地域整備基本方針目次

<b>第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）</b>	1
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
2 農用地等の確保のための施策の推進	
3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）	
<b>第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）</b>	6
<b>第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）</b>	10
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2 農業地帯別の構想	
3 広域整備の構想	
<b>第4 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）</b>	14
1 農用地等の保全の方向	
2 農用地等の保全のための事業	
3 農用地等の保全のための活動	
<b>第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）</b>	16
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
2 農業地帯別の主要な営農類型	
<b>第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）</b>	28
1 重点作物別の構想	
2 農業地帯別の構想	
3 広域整備の構想	
<b>第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）</b>	39
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	
<b>第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ト）</b>	41
1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標	
2 農村地域における就業機会の確保のための構想	
<b>第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号チ）</b>	42
1 生活環境施設の整備の必要性	
2 生活環境施設の整備の構想	

## 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

### 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県の農地面積は都市化に伴う宅地等への転用等により毎年減少を続け、平成26年における農用地区域内農地面積は37.8千haとなっており、今後も減少傾向が続くと考えられる。

しかし、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地は、安定的な食料供給力の確保を図る観点から、確保・保全に努める必要がある。

農業振興地域の整備に関する法律（以下、「法」という。）に基づく農業振興地域制度や農地法に基づく農地転用許可制度の適切な運用による計画的で秩序ある土地利用の推進や次に掲げる各種施策の実施により、平成37年の確保すべき農用地区域内農地面積の目標については、36.9千haとする。

#### （1）平成26年現在の農地面積、平成37年までの農地面積の増減の傾向

平成26年現在の農用地区域内農地面積は、37.8千haとなっているが、公共事業など、農業以外の土地需要による農地転用のために農用地区域から除外される農地の増加や農業者の高齢化・減少による荒廃農地の発生等により、農地面積は年々減少する傾向にある。

これまでのすう勢が今後も継続したとすると、平成37年における農地面積は35.7千haまで減少すると見込まれる。

一方この間に、農用地区域以外（農振白地地域）の農地のうち、基盤整備が実施されている農地等の農用地区域内への編入の促進による面積の増加や荒廃農地の発生抑制・再生による面積の減少を抑制する効果が見込まれる。

#### （2）農業生産にとって最も基礎的な資源である農地について、安定的な食料供給力の確保を図る観点から、現行の優良農地（農用地区域内農地）の確保・保全の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、国民に安全で安心な食料を安定して供給するためにも大切なものであり、食料・農業・農村基本計画に定める食料自給率の目標45%を達成するために、優良農地である農用地区域内の農地を確保し、必要な各種施策を導入することによってその保全を図っていく必要がある。

## 2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進めることにする。

### （1）農地の保全・有効利用

農地の保全・管理、農地中間管理機構による認定農業者、集落営農組織等の担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じて、荒廃農地の発生の抑制、さらには、既存の荒廃農地の再生を進め、農地の保全・有効利用を促進する。

### （2）農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、地域の特性に応じて農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能維持などの農業生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を農用地区域へ編入するものとする。

### **(3) 非農業的土地利用に対する需要への対応**

やむを得ず非農業的土地利用に対する需要へ対応するため、農地転用を伴う農用区域からの農地の除外を行う場合には、農用区域以外に代替すべき土地がなく、かつ農業上の利用に支障がないことを基本とし、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行う。

### **(4) 交換分合制度の活用**

農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化や農業経営の基盤の強化に資するため、交換分合制度の活用を努める。

### **(5) 公用公共用施設の整備との調整**

国及び地方公共団体が農用区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用区域の変更の要件を満たすよう努める。

### **(6) 推進体制の確立等**

農業振興地域整備基本方針及び市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、各種計画との調和等を図るため、関係部局との連絡調整体制を整備し、必要に応じて幅広く関係団体、有識者等の意見を求めることとする。

### **(7) 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更**

市町村農業振興地域整備計画を策定・変更する場合は、策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

## **3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）**

### **(1) 松江圏域農業地帯**

県の最東部に位置し、県庁がある松江市及び安来市の2市の区域である。

管内の総面積は99,392haで県総面積の14.8%を占めている。

気候は、松江市で年平均気温は14.9℃、年間降水量は1,787mmで日本海型気候である。

交通は国道9号が東西にわたってJR山陰本線と平行に走り、その北部には国道431号が東西に、松江から南へは国道432号が広島県に通じ、これら国道を軸に県道、市町村道が縦横に結ばれている。また、安来道路、松江道路の供用開始により高速道路網が整備されている。

本地帯は大型消費地を控えた立地条件や平坦地域での大規模で効率的な生産等発展の可能性を有しているため、伯太川、飯梨川の流域に広がる安来平野では、大区画ほ場整備を推進し、省力化技術の導入等効率的な稲作と土地利用型作物による大規模な集団転作を進め、水田営農の確立を図る。

また、揖屋・安来の干拓地では、キャベツなどの大規模畑作営農の確立を推進する。

### **(2) 雲南圏域農業地帯**

県東部に位置し、雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町の区域である。

管内の総面積は116,407haで県総面積の17.4%を占めている。

気候は、耕地の標高差が600m以上もあるため、年平均気温は11.5℃で、年間降水量は2,023mmである。

交通は国道54号、314号、432号が縦横に走っており、特に54号は山陰・山陽を結ぶ生活・経済のパイプとして重要な役割を担っている。また、中国横断自動車道尾道松江線が全線開通し、山陰、山陽、四国が結ばれたことにより、社会経済・生活文化の発展に大きく寄与することが期待されている。

本地帯は、これまでコシヒカリを中心とした良質米ともち米、酒米等の多様な米の生産、全国有数の和牛産地であり県内の中心的農業地帯として発展し、地域経済に大きく貢献してきた。今後とも、米と畜産の2本柱の充実を図る一方、地域の資源と特徴を生かした特産物の振興等、生産性の高い農業を確立する。

奥出雲町や飯南町といった中山間地域において、ほ場整備等の農業生産基盤整備の行われた水田は、生産性が高く、標高差による温度差を生かした良質米の産地であるため田としての農業上の土地利用を推進する。

奥出雲町の国営農地開発事業で開発された農地では、飼料作物や野菜を中心とした大規模畑作地としての土地利用を推進する。

### **(3) 出雲圏域農業地帯**

県東部に位置し、出雲市1市の区域である。

管内の総面積は62,436haで県総面積の9.3%を占めている。

気候は、出雲市で年平均気温は14.6℃、年間降水量は1,685mmである。

交通は国道9号が東西にわたってJR山陰本線と平行に走り、これを中軸として県道、市町村道が整備されている。また、山陰道が出雲市まで供用開始されており、高速道路網の整備が進みつつある。

本地帯は、県内最大の穀倉地帯である出雲平野における米を中心に、出雲市を中心とした海岸砂丘地帯のぶどう、水田転作での露地野菜等各々の特色を生かした農業生産が行われてきた。今後の農業生産については市場戦略性の高い産地づくりを目指し、消費者により顔の見える米づくり、広域野菜産地づくり、ぶどうを中心とした果樹団地づくり、畜産大規模経営体の育成等による産地の活性化を図る。

### **(4) 県央圏域農業地帯**

県中央部に位置し、大田市、川本町、美郷町、邑南町の1市3町の区域である。

管内の総面積は124,435haで県総面積の18.5%を占めている。

気候は、平野部から山間部までであるため地域によって差があり、大田市で年平均気温は15.1℃で、年間降水量は1,738mmである。

交通はJR山陰本線が海岸沿いに走っている一方、三江線が江の川に沿って江津市から広島県三次市まで連絡している。また国道9号が海岸部を走っており、邑南町には中国横断自動車道広島・浜田線のインターチェンジが設置されている。

本地帯は大田市で比較的畜産のウエートが高いものの、全体としては、米に依存した生産構造である。今後は、園芸・畜産部門の強化を図ることによりバランスのとれた農業生産構造を構築する。このため、白ねぎ、キャベツ、なす、ピーマン、広島菜等の作物の重点的な振興と、市町村や農業協同組合の枠を越えた広域的施策の展開及び近隣山地や荒廃農地を活用した放牧による肉用牛の振興と地域内繁殖肥育一貫体制の確立等積極的な取組を図る。

大田市と美郷町にまたがる国営農地開発事業で開発された農地では、県内でも有数の大規模

経営が行われており、広大な農地を活用して飼料作物を生産している。

また、三瓶山周辺は肉用牛放牧（150ha）が行われており、今後も畜産のための農業上の土地利用を推進する。また野菜については、管内全体の転作田を中心に、大田市全域をキャベツ、邑智郡全域を白ねぎの栽培地とする農業上の土地利用を推進する。

#### **（５）浜田圏域農業地帯**

県西部に位置し、浜田市、江津市の２市の区域である。

管内の総面積は95,890haで県総面積の14.3%を占めており、その大半が山林で、耕地面積はわずか3.3%にすぎない。

気候は、平野部は比較的温暖で浜田市で年平均気温は15.3℃で、年間降水量は1,709mmである。

交通は国道9号とJR山陰本線が東西に並行して走っている。また、浜田・広島間に中国横断自動車道が開通している。

今後、農業生産を拡大し、農業所得を向上させるため、基幹作物である米については、品質及び食味などにこだわった栽培等を一層推進する。

本地帯は、東部の江の川、中央部の周布川、西部の三隅川下流域を中心とした極わずかの平坦地域と、中国山地に連なる大部分を占める中山間地域から構成されている。今後も、ほ場整備が完了した水田を中心に利用することとし、水稻プラスアルファでの複合経営で有効活用と所得向上を図る。また、認定農業者等を担い手とする有機野菜等園芸作目の農業上の土地利用を推進する。さらに浜田市旭町の開発農地ではなしの栽培、金城町の新開団地ではぶどう、有機野菜等の栽培が行われており、今後も畑作園芸地としての農業上の土地利用を推進する。

#### **（６）益田圏域農業地帯**

県の最西部に位置し、益田市、津和野町、吉賀町の1市2町の区域である。

管内の総面積は137,672haで県総面積の20.5%を占めている。

気候は、海岸沿いにある益田市の年平均気温は15.6℃、年間降水量は1,582mmであり比較的温暖であるが、中国山地寄りの他の町においては、概して低温多雨で特に奥地では雪が多く山間地特有の気象条件である。

交通は、国道9号が益田市から山口県へ通じている。吉賀町には中国縦貫自動車道では県内唯一のインターチェンジが設置されており、広島、京阪神、北九州への移動に利用されている。

本地帯は、温暖な気象条件を活かして取り組まれているメロンやトマトを中心とする施設野菜等の集約的な農業が行われており、雇用労働力の活用や施設の高度化、新技術の導入等により規模拡大や効率化を一層推進する。

益田市内の国営総合農地開発事業で開発された農地では、ぶどう等の果樹のほか、野菜等の栽培が行われているため、今後も畑としての農業上の土地利用を推進する。

中山間地域では少ない農地を水田として活用してきたが、全圏域を対象として、地形条件に即した農業生産基盤整備事業を実施してきており、今後も効率的な水稻生産を進める一方、転作田については、園芸作物用の農地として活用する。

#### **（７）隠岐圏域農業地帯**

島根半島の北東約40～80kmの海上に位置し、4つの有人島と180余りの大小の無人島からなる群島で、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村の3町1村の区域である。

管内の総面積は34,591haで県総面積の5.2%を占めている。

気候は、隠岐の近海を流れている対馬暖流の影響を受け、厳冬以外は温暖である。年平均気

温は14℃で、年間降水量は1,751mmである。

交通は隠岐島と本土間をフェリー3隻と高速旅客船1隻が運行している。

本地帯の主たる作物は肉用牛、米である。

畜産は、伝統的な放牧による肉用牛繁殖経営が主である。今後も広大な公共牧場の整備・利用拡大を中心として繁殖牛の飼養拡大を図り、隠岐の特色を生かした生産体制の確立を目指す。

また、隠岐の島町の八尾川、重栖川の流域や海士町の平坦地域には、比較的まとまった農地があり、農業生産基盤整備事業も進みつつあることから、主に田として利用する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項  
 (法第4条第2項第2号)

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
松江圏域 農業地帯	松江地域 (松江市)	松江市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 39,242ha (農用地面積 5,724ha)	
	安来地域 (安来市)	安来市のうち都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 27,423ha (農用地面積 5,092ha)	
地帯計			総面積 66,665ha (農用地面積 10,816ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
雲南圏域 農業地帯	雲南地域 (雲南市)	雲南市のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 38,477ha (農用地面積 4,343ha)	
	奥出雲地域 (奥出雲町)	奥出雲町のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 24,465ha (農用地面積 3,027ha)	
	飯南地域 (飯南町)	飯南町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 16,173ha (農用地面積 1,586ha)	
地帯計			総面積 79,115ha (農用地面積 8,956ha)	



農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
出雲圏域 農業地帯	出雲地域 (出雲市)	出雲市のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 54,100ha (農用地面積 10,015ha)	
地帯計			総面積 54,100ha (農用地面積 10,015ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県央圏域 農業地帯	大田地域 (大田市)	大田市のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 41,564ha (農用地面積 2,581ha)	
	川本地域 (川本町)	川本町のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 9,212ha (農用地面積 527ha)	
	美郷地域 (美郷町)	美郷町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 19,928ha (農用地面積 714ha)	
	邑南地域 (邑南町)	邑南町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 26,763ha (農用地面積 1,876ha)	
地帯計			総面積 97,467ha (農用地面積 5,698ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
浜田圏域 農業地帯	浜田地域 (浜田市)	浜田市のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 52,473ha (農用地面積 3,403ha)	
	江津地域 (江津市)	江津市のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 23,185ha (農用地面積 1,108ha)	
地帯計			総面積 75,658ha (農用地面積 4,511ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
益田圏域 農業地帯	益田地域 (益田市)	益田市のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、萩・石見空港用地、自然公園法の国定公園の特別保護地区、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 58,253ha (農用地面積 2,806ha)	
	津和野地域 (津和野町)	津和野町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 22,146ha (農用地面積 961ha)	
	吉賀地域 (吉賀町)	吉賀町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 14,874ha (農用地面積 931ha)	
地帯計			総面積 95,273ha (農用地面積 4,698ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
隠岐圏域 農業地帯	隠岐の島地域 (隠岐の島町)	隠岐の島町のうち都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、隠岐空港用地、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 17,933ha (農用地面積 1,066ha)	
	海士地域 (海士町)	海士町のうち都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 3,190ha (農用地面積 238ha)	
	西ノ島地域 (西ノ島町)	西ノ島町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区、港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 5,238ha (農用地面積 1,234ha)	
	知夫地域 (知夫村)	知夫村のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区、港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 1,222ha (農用地面積 281ha)	
地帯計			総面積 27,583ha (農用地面積 2,819ha)	
県計			総面積 495,861ha (農用地面積 47,513ha)	

※農用地面積は平成26年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査のうち、農業振興地域内の農地及び採草放牧地の面積である。

指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：平成28年3月1日現在。

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県の農業は、県内総生産に占める割合は低いものの、県内の経済や地域の均衡ある発展を支える基幹産業であり、また農村地域は、農業者はもとより、安全で安心な食料の安定供給、県土の保全、水源かん養など多面的機能を有し、農業者以外の地域住民にとっても大切な生活の場となっている。

しかし、農業者の減少、過疎・高齢化が一層進行し、耕地面積の減少、荒廃農地の増加等による農業生産力や生産量、農村地域の持つ多面的機能の低下が懸念される。また、農村の日常生活を支える集落機能の低下も懸念される。

こうした中、将来にわたって農業生産活動を継続し、安心して安全な農産物の安定的供給、安定的な農業経営を図るためには、企業の経営体や集落営農組織等の担い手の確保・育成、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い農業や高付加価値型農業など競争力のある農業経営を持続的に展開する必要がある。

そのためには、地域の実情に即し、農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化や汎用化、農業水利施設や農道などの整備・更新等による安定的な機能の発揮など生産基盤の整備・保全管理を通じて、良好な営農条件を備えた農地の確保や荒廃農地の再生等を推進し、農地の有効利用を図る必要がある。

また、農業生産基盤の整備に併せ、農村の生活環境整備やソフト事業を活用した担い手の確保・育成、企業の農業参入の推進を図るとともに、農家や地域住民等による農業水利施設など地域資源の保全活動の推進と定着による農業・農村の持つ多面的機能の保全を図る必要がある。

これらの推進にあたっては、市町村の振興計画・整備計画等と整合を図りつつ、生活環境整備と一体的な農業生産基盤の整備等を以下のとおり推進する。

##### （1）ほ場整備

地域産業としての農業振興を図るため、ほ場整備を通じて、優良農地の確保や担い手の育成、また、農地中間管理機構との連携を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を全県において積極的に進めるとともに、荒廃農地の再生に向けた農地の再生作業や基盤整備等の取り組みを推進する。

##### （2）農業用水利施設等の整備・更新

水田の汎用化や水管理の合理化を進めるとともに、地域に密着した水路については、地域用水機能の適切な発揮や環境への調和に配慮した整備を行う。

また、農道については、各地域に応じた営農機械の導入や生産物の集出荷の合理化及び産地形成の推進、また中山間地域においては、農村環境の改善も考慮しつつ積極的な整備を行う。

さらに、これまでに整備してきたこれらの既存施設において機能診断に基づき、早期段階で予防的な保全を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図っていく。

##### （3）農村生活環境の整備

都市部と農村地域の生活環境の整備水準格差の解消に資するため、農業集落道や防火水槽などの生活環境整備を行う。

##### （4）農地や土地改良施設の保全活動の推進

農家と地域住民・都市住民が連携し、農地や農業用水利施設など土地改良施設を含めた地域資源の保全活動の推進と定着を支援する。

## 2 農業地帯別の構想

### (1) 松江圏域農業地帯

#### ア 田の整備

本地帯の水田整備率は、平成26年度末で58.3%と、県平均74.7%を大きく下回っているが、近年、平坦地域の未整備地においては、ほ場条件を活かした土地利用型農業を目指し、担い手へ農地を集積し、大規模化を図るため、大区画ほ場整備が順次進められている。

今後も地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に則したほ場整備、水田を有効活用し、大豆及びキャベツなどの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

#### イ 畑の整備

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

#### ウ 採草放牧地の整備

乳用牛・肉用牛の飼料基盤を拡大し、低コスト生産を推進するため、採草放牧地や関連施設の整備を行う。

### (2) 雲南圏域農業地帯

#### ア 田の整備

本地帯の水田は中山間地に広がっているが、その整備率は平成26年度末で74.5%と県平均とほぼ同じ状況である。

今後も未整備地において、地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に則したほ場整備、水田を有効活用し、大豆、麦、そば及びえごまなどの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

#### イ 畑の整備

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

#### ウ 採草放牧地の整備

中山間地域における乳用牛・肉用牛の多頭飼育を図るため、採草放牧地や関連施設の整備を行う。

### (3) 出雲圏域農業地帯

#### ア 田の整備

本地帯の水田は、比較的地形条件に恵まれた平坦地域に集中しており、水田整備率は、平成26年度末で89.7%と県平均を大きく上回っている。

今後も、未整備地において、担い手農家や集落営農組織への農地集積を目指したほ場整備、水田を有効活用し、大豆、麦、青ネギ及びアスパラガスなどの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

#### イ 畑の整備

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

#### ウ 採草放牧地の整備

乳用牛・肉用牛の飼料基盤を拡大し、低コスト生産を推進するため、採草放牧地や関連施設の整備を行う。

#### **(4) 県央圏域農業地帯**

##### **ア 田の整備**

本地帯の水田の大部分は中山間地に広がっており、その整備率は、平成26年度末で74.1%と県平均をやや下回っている。

今後も、未整備地において、地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に則したほ場整備、水田を有効活用し、大豆や白ネギ、キャベツ、えごまなどの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

##### **イ 畑の整備**

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

##### **ウ 採草放牧地の整備**

山間地域における乳用牛・肉用牛の多頭飼育を図るため、採草放牧地や関連施設の整備を行う。

#### **(5) 浜田圏域農業地帯**

##### **ア 田の整備**

本地帯の水田は中山間地に広がっているが、その整備率は平成26年度末で80.1%と県平均を上回っている。

今後も未整備地において、地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に則したほ場整備、水田を有効活用し、大豆、キャベツ及びアスパラガスなどの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

##### **イ 畑の整備**

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

##### **ウ 採草放牧地の整備**

中山間地域における肉用牛の多頭飼育を図るため、採草放牧地や関連施設の整備を行う。

#### **(6) 益田圏域農業地帯**

##### **ア 田の整備**

本地帯の水田は中山間地に広がっており、その整備率は平成26年度末で70.6%と県の平均を下回っている。

今後も未整備地において、地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に則したほ場整備、水田を有効活用し、大豆、麦及びトマトなどの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

##### **イ 畑の整備**

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

##### **ウ 採草放牧地の整備**

中山間地域等における肉用牛・乳用牛の多頭飼育を図るため、採草放牧地の造成と改良整備、草地利用施設の整備を行う。

#### **(7) 隠岐圏域農業地帯**

##### **ア 田の整備**

本地帯の水田整備率は、平成26年度末で89.8%で、県平均を大きく上回っている。今後も

未整備地において、地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に則したほ場整備、水田を有効活用し、大豆などの転作作物の生産拡大に資するための暗渠排水等による農地の排水対策、農業生産を支える既存施設の更新整備を推進する。

#### **イ 畑の整備**

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

#### **ウ 採草放牧地の整備**

本地帯は放牧主体の肉用牛生産が行われている地域であり、産地拡大を図るため、採草放牧地や関連施設の整備を推進する。

### **3 広域整備の構想**

それぞれの地域における農業経営規模や地形条件等に即し、広域的な農業生産基盤の整備事業を展開することが効果的なものについて、市町村の振興計画・整備計画等との整合を図りながら、整備を推進する。

#### **(1) 農業用排水の改良**

水管理の合理化や農業用水を安定供給するための施設整備や、降雨災害時の農作物の湛水被害を防止し、多様な作物の定着に向けた排水機能の改善を進める。

#### **(2) ほ場整備**

農地中間管理機構との連携を図りながら担い手への農地の集積・集約化を加速し、規模拡大等による経営感覚に優れた担い手の確保・育成を図るとともに、荒廃農地の再生に向けた優良農地確保を図るため、ほ場整備を積極的に推進する。また、農業生産性の向上と農産物の流通の合理化を支援する農道の整備を行う。

#### **(3) 既存施設の更新**

農業生産を支えるため、これまでに多くの農業水利施設や農道などが造成されたが、これら既存施設の多くは老朽化が進み、耐用年数を迎えるため、機能診断に基づき、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図っていく。

## 第4 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

### 1 農用地等の保全の方向

#### （1）農用地等の保全の必要性

本県では、自然豊かな立地条件を生かし、水稻を中心に大豆、麦、畜産、ブドウやメロン生産など特色のある農業を展開し、安全・安心で品質の確かな食料を安定供給している。

農用地はこうした農業生産の基礎的資源として活用されることにより、地域経済を潤し、定住を可能にすることによって、地域固有の農村社会の構築による県内のバランスある発展、経済不況による雇用情勢の悪化に伴う新たな雇用先などに大きく寄与している。

また、農用地における適切な生産活動により、国土や環境保全、水源のかん養、美しい景観形成など多面的機能の発揮を通じて県民の健全で豊かな暮らしを支えている。

しかしながら、過疎・高齢化の進行による生産力低下や担い手不足、農林水産物価格の低迷、価値観やライフスタイルの変化等により、作業性・生産性の低い農地が順次荒廃化する一方、非農業的な土地需要による農地転用等により、依然として農用地面積の減少が続いている。

こうしたことから、これまで農用地が果たしてきた農業生産にとっての基礎的資源としての役割や多面的機能が、適切かつ十分に発揮できなくなることが懸念されるとともに、農村社会の衰退につながることから、農用地保全のための対策が早急に求められている。

#### （2）農用地等の保全の基本的方向

農用地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図るとともに、多面的機能の適切な発揮を確保するための基本的方向は以下のとおりである。

##### ① 農業生産基盤の確保

農地は、いうまでもなく農業生産のための最も基礎的な資源であり、農業生産基盤の整備を通じ、効率的で生産性の高い農地を確保するとともに、荒廃農地の発生抑制や再生利用等により農用地の保全・確保を推進する。

また、農用地における生産活動を継続するうえで、農業水利施設や農道などは重要な施設であることから、補助事業や農業者等による地域活動を活用しながら、機能診断等に基づき、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図っていく。

##### ② 多面的機能の確保

平地はもとより、中山間地域の農用地は、適正に活用されることにより、国土の保全、水源かん養、雨水を一時的に貯留するなど多面的機能を発揮していることから、多面的機能を確保する観点からも農用地を積極的に活用する。

### 2 農用地等の保全のための事業

本県は県全域が特殊土壌地帯の指定を受け、その地質的要因から地すべり区域が多く存在するため、本県の農用地を保全するにあたっては、集中豪雨や台風等の自然災害に強い、安心で安全な農村を目指した対策を推進する必要がある。

このため、農用地等の土壌浸食や崩壊を防止するための防災施設等の整備や既存施設の機能保全のための補修・補強等を実施する。

また、農用地は降雨時に一時的に雨水を貯留するといった機能を有していることから、荒廃等によりその機能が失われている農地を再生・利用することにより、その機能回復を図る。



さらに、中山間地域の農用地については、地形勾配や農地のまとまりが小さい等の理由から、平坦地に比べほ場整備等生産基盤整備の事業費が高額となり、地元負担等の理由から整備が進んでいない農地が多く存在するが、農地集積を進めることによる地元負担軽減対策等を活用することにより基盤整備を推進する。

なお、有害鳥獣による農業被害が多発している地域において、鳥獣被害対策を実施することにより農作物被害を軽減し農家経営の安定化を図る。

### 3 農用地等の保全のための活動

#### ① 担い手への農地の集積・集約化の促進

農地の保全・有効利用を図っていくためには、産業として自立を目指す経営体の育成及び法人化により様々な事業の継続的な展開を図り、経営体質の強化を進めていくことが必要である。

このため、農地中間管理事業や農業基盤整備事業を活用した経営規模の拡大等の取り組みに対して支援を行う。

また、生産条件が不利な中山間地域では、集落営農組織の確保・育成を図るとともに、集落営農組織と広域・広範な事業に取り組む広域連携組織が協働する、次の世代につながる仕組みづくりを推進する。

#### ② 荒廃農地の再生・活用への支援

荒廃農地の再生・利用等を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細やかな取り組みが必要であることから、各主体が実施する荒廃農地の再生や荒廃農地を活用した営農定着、経営展開等の取り組みに対して支援を行う。

また、支援にあたっては農業委員会が作成している農地台帳及び農地に関する地図を積極的に活用する。

#### ③ 多面的機能を支える活動への支援

担い手不足が深刻化する条件不利地域での営農や、水路・農道の管理など農業・農山村の有する多面的機能を維持・発揮させる活動を継続・拡大していくため、日本型直接支払制度等により、集落・地域の主体的な取り組みを推進する。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県農業は、従来の米中心の農業構造から脱却できず、米の生産調整や米価の大幅な下落等から、平成20年に約600億円であった農業産出額が、平成26年には約530億円まで減少するなど、総体的に農業・農村の活力は低下してきている。

このような中、県では今後の本県農政の基本方向として平成20年3月に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の第3期戦略プランを立て、国の農政改革等に対応しながら、園芸、畜産のバランスのとれた農業構造への再編整備を推進してきている。

その一方で、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体に関する目標や農用地の利用集積に関する目標を設定し、その達成に向けて努力をしてきたところである。

こうした実態を踏まえ、今後は、農地中間管理事業の推進により農用地の利用集積を一層促進するほか、効率的かつ安定的な農業経営体の確保が困難な地域においては、農地の一体的な利用集積を促進するため、集落営農組織の育成や経営確立、法人化等の支援を行う。

また、市町村における農業経営基盤強化促進事業への積極的な取り組みに加え、県事業び国庫補助事業との有機的な連携を図るとともに、これら担い手が十分確保されるまでの当面の農地保全のため、農用地利用改善団体による農地利用や作業の効率化やサービス事業体の育成により農作業の受委託作業の共同化を推進する。さらには、地域の多様な担い手による「地産地消」の取り組みなどを通して農用地の効率的な利用を促進する。

#### ①平坦農村地域

平坦地域においては、ほ場条件を生かした土地利用型農業を推進し、小規模農家の農地や農作業を認定農業者や法人経営体、集落営農組織へ集積させ、スケールメリットを活かした契約栽培や水田フル活用による経営の多角化等により、農地の有効利用と農業所得の確保を図っていく。

また、労働集約型農業では雇用労力の導入や施設の効率的利用、新技術の導入等により、規模拡大や効率化を進め、さらに有機栽培など環境保全型の特色ある農業の取り組みを進めるなど、企業的経営体の育成を目指していく。

#### ②中山間農村地域

小区画ほ場が多く、規模拡大による低コスト化を十分に図ることができない中山間地域においては、土地利用型作物による大規模農業の推進には制約がある。そのため、認定農業者はもとより、地域の自主性と合意による集落営農を一層推進する。また、本地域における特有の自然条件により生産される米は、一般的に食味が良く、又園芸作物等についても高品質と評価されていることから、認定農業者・集落営農組織による米プラス他作物又は有機栽培など環境保全型農業の導入、さらには地域資源の有効活用や加工・販売まで視野に入れた個別及び組織型の複合的な経営を進めていく。

一方、労働集約型の園芸や林野等の未利用資源の有効活用ができる畜産等の企業的な経営体の育成も目指していく。

また、中山間地域農業を担っている女性・高齢者が行う少量多品目生産についても、組織化や加工の取り組みをすすめることにより市場出荷や自ら運営する産直市、近隣の直売所での販

売が可能となることから、積極的に推進していく。

なお、これらの農業の推進による農業所得の一層の向上に合わせ、中山間地域等直接支払制度を積極的に活用するとともに、他産業収入も含めた農家所得を確保する。

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

基本的な経営水準については、各地域における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、概ね次に掲げるとおりとする。

年間所得	400万円 (主たる農業従事者1人当たりの所得)
年間労働時間	2,000時間 (主たる農業従事者1人当たりの労働時間)

※集落営農型の農業生産法人の所得水準については、組織としての継続性が確保されることを重視することとし、この水準を適用しない。

### (2) 農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体等に対する農用地の利用集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標は次のとおりとする。

地 域	県内全域
集積率の目標	概ね67%

## 2 農業地帯別の主要な営農類型

### (1) 各地域共通

#### (ア) 個別経営体

経営類型	経営規模	生産方式
水 稲 + 大 豆 + 作業受託	<作付規模等> 水 稲 3.0ha 大 豆 2.0ha 水稲作業受託 8.0ha (基幹3作業)  <経営面積> 水 田 5.0ha (うち借地 3.0ha)	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫(150㎡) 1棟 ・育苗ハウス(216㎡) 1棟 ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(乗用型5条) 1台 ・自脱型コンバイン(3条) 1台 ・循環型乾燥機(30石) 2台 ・管理機(乗用) 1台 ・大豆コンバイン 1/2台 (大豆の乾燥調製は、外部委託)  <その他> ・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大を図る。 ・農地の集団化や管理道の整備等により作業の効率化を図る。
施設花き (ストック+ トルコギキ ヨウ)	<作付規模等> ストック 14.4a  トルコギキョウ 39.6a	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫(67㎡) 1棟 ・パイプハウス(360㎡) 11棟 ・トラクター(乗用15ps) 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水ポンプ装置 4台 ・保冷库(1.5坪) 1台 ・加温機 3台  <その他> ・作型、品種の組み合わせにより労力配分を図る。 ・地力対策や連作障害対策を実施する。 ・出荷単位を考慮して、1品種3a以上の作付けと花色バランスを図る。

経営類型	経営規模	生産方式
水 稲 + 施設野菜 (半促成トマ ト+抑制きゅ うり又は、半 促成メロン+ 抑制トマト)	<作付規模等> 水 稲 1.3ha  半促成トマト + 抑制きゅうり 46.8a  半促成メロン + 抑制トマト 39.6a  <経営面積> 水 田 1.8ha	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫(150㎡) 1棟 ・パイプハウス(360㎡) 25棟 ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機 1台 ・動力運搬車 1台 ・土壌消毒器 1台 ・田植機(乗用型5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・循環型乾燥機(30石) 1台 ・糶摺り機 1台  <その他> ・トマトは共同選果
水 稲 + 施設野菜 (いちご[養 液栽培])	<作付規模等> 水 稲 1.3ha  いちご[養液栽培] 43.2a  <経営面積> 水 田 1.8ha	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫(66㎡) 1棟 ・連棟ハウス(7連棟2100㎡) 2棟 ・パイプハウス(育苗用360㎡) 1棟 ・予冷庫 2台 ・島根型養液システム 2セット ・動力噴霧機 1台 ・炭酸ガス発生機 1台 ・田植機(乗用型5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・循環型乾燥機(30石) 1台 ・糶摺り機 1台  <その他> ・いちごの品種の組み合わせによる労力配分を図る ・養液管理の徹底

経営類型	経営規模	生産方式
<p>果 樹 (かき)</p>	<p>&lt;作付規模等&gt; か き (露地) 西条 150a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 果樹園 150a</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業舎兼格納庫(50㎡) 1棟</li> <li>・可搬式動力噴霧機(4.3ps) 1台</li> <li>・ハンマーナイフモア(8ps) 1台</li> <li>・自走式運搬車 1台</li> <li>・パークストリッパー(3ps) 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低樹高仕立てを行う。</li> <li>・高品質生産を図る。</li> <li>・機械利用の効率化が図られるよう樹園地の集団化と基盤整備を行う。</li> <li>・無霜地域とし、防風対策を行う。</li> </ul>
<p>酪 農</p>	<p>&lt;飼養規模&gt; 経産牛 50頭 育成牛 20頭</p> <p>&lt;作付規模等&gt; 牧草地 6.0ha 飼料畑 4.0ha (春夏作) スーダングラス (秋冬作) イタリアンライグ ラス 混播牧草</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎500㎡ 1棟</li> <li>・堆肥舎345㎡ 1棟</li> <li>・農機具庫175㎡ 1棟</li> <li>・パイプラインミルクカー 4台</li> <li>・バルククーラー(1,500ℓ) 1基</li> <li>・ガス給湯器 1台</li> <li>・バーンクリーナー(50頭用)一式</li> <li>・トラクター(70ps)2台、(50ps)1台</li> <li>・その他飼料作物栽培及び貯蔵用機械 一式 (ロールベラー等)</li> <li>・マニユアスプレッダー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な粗飼料生産を図る。</li> <li>・牛群検定により高泌乳牛の留保を図る。</li> </ul>

経営類型	経営規模	生産方式
水 稲 + 肉用牛 (繁殖)	<p>&lt;作付規模等&gt;</p> <p>水 稲 5.0ha 飼料畑 3.0ha (夏作) スーダングラス (秋冬作) イタリアンライグ ラス</p> <p>&lt;飼養規模&gt;</p> <p>経産牛 30 頭 育成牛 3 頭</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>放牧地 8.0ha</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業舎兼格納庫(150㎡) 1棟</li> <li>・育苗ハウス(2160㎡) 1棟</li> <li>・トラクター(30ps) 1台</li> <li>・側条施肥田植機(乗用6条) 1台</li> <li>・自脱型グレンタンク付コンバイン(3条) 1台</li> <li>・糶摺機 1台</li> <li>・背負動力散粉機 1台</li> <li>・畜舎(200㎡) 1棟</li> <li>・堆肥舎(68㎡) 1棟</li> <li>・牧柵 4800m</li> <li>・ロールベアラー(直径90cm)他ロールベールサイ レージ生産機械 一式</li> <li>・マニユアスプレッダー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲は作業期間の拡大を図る。</li> <li>・良質な粗飼料を確保する。</li> <li>・1年1産技術の確立を図る。</li> <li>・放牧を進め省力化を図る。</li> <li>・農地の集団化、管理道の整備等を行い作業の効率化を図る。</li> </ul>
肉用牛 (繁殖)	<p>&lt;飼養規模&gt;</p> <p>経産牛 50頭 放牧 30頭 舎飼 20頭 育成牛 5頭</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>飼料畑 5.0ha 放牧地 10.0ha (飼料畑) 混播牧草 (放牧地) ジバ、永年牧草</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎200㎡ 1棟</li> <li>・堆肥舎68㎡ 1棟</li> <li>・牧柵 4800m</li> <li>・トラクター(38ps) 1台</li> <li>・ロールベアラー(直径90cm)他ロールベールサイ レージ生産機械 一式</li> <li>・マニユアスプレッダー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な粗飼料確保を図る。</li> <li>・1年1産技術の確立を図る。</li> <li>・放牧を進め省力化を図る。</li> </ul>

経営類型	経営規模	生産方式
有機施設野菜	<p data-bbox="400 259 603 293">&lt;作付規模等&gt;</p> <p data-bbox="400 304 638 338">ほうれんそう 80a</p> <p data-bbox="400 349 638 383">小松菜 120a</p> <p data-bbox="400 394 638 427">葉ねぎ 60a</p> <p data-bbox="400 439 638 472">春菊 40a</p> <p data-bbox="400 539 576 573">&lt;経営面積&gt;</p> <p data-bbox="400 584 638 618">畑 60a</p>	<p data-bbox="663 259 927 293">&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul data-bbox="663 304 1075 528" style="list-style-type: none"> <li>・作業舎兼格納庫 (66㎡) 1棟</li> <li>・パイプハウス (200㎡) 30棟</li> <li>・トラクター (20ps) 1台</li> <li>・肥料散布機 1台</li> <li>・予冷庫 1台</li> </ul> <p data-bbox="663 584 807 618">&lt;その他&gt;</p> <ul data-bbox="663 629 1163 763" style="list-style-type: none"> <li>・有機栽培技術の習得</li> <li>・除草、病害虫対策の徹底</li> <li>・播種、収穫・調整等適期作業の励行</li> </ul>



(イ) 組織経営体

経営類型	経営規模	生産方式
<p>肉用牛 (黒毛肥育)</p>	<p>&lt;飼養規模&gt; 去勢和牛 300 頭</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎 (648㎡) 1 棟</li> <li>・堆肥舎 (360㎡) 1 棟</li> <li>・トラック (2 t) 1 台</li> <li>・ホイールローダー (38ps) 1 台</li> <li>・飼料庫 (126㎡) 1 棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・580日肥育を行う。</li> <li>・地域内で繁殖肥育一貫経営を図る。</li> <li>・「しまね和牛」肥育の手引きを活用する。</li> <li>・良質な粗飼料 (乾草) を確保する。</li> </ul>
<p>酪農</p>	<p>&lt;飼養規模&gt; 経産牛 200 頭 育成牛 80 頭</p> <p>&lt;作付規模等&gt; 牧草地 20.0ha 飼料畑 20.0ha (春夏作) スーダングラス (秋冬作) イタリアンライ グラス 混播牧草</p>	<p>&lt;主たる資本整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎 (2000㎡) 1 棟 (パーラー方式)</li> <li>・堆肥舎 (1000㎡) 1 棟</li> <li>・ミルクパーラー 一式</li> <li>・バルククーラー (6000ℓ) 1 基</li> <li>・電気温水器 1 基</li> <li>・コンプリートフィルダー 一式</li> <li>・トラック (2 t) 1 台</li> <li>・バキュームカー (2000ℓ) 1 台</li> <li>・トラクター (70ps) 1 台、(50ps) 1 台</li> <li>・フロントローダー 1 台</li> <li>・ロールベアラー 1 台</li> <li>・飼料作物栽培管理機械 一式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な粗飼料生産を図る。</li> <li>・牛群検定により高泌乳牛の保留を図る。</li> </ul>

(ウ) 集落営農型の農業生産法人

経営類型	経営規模	生産方式
<p>⑫</p> <p>水 稲 + 大 豆 + 施設園芸 + 水稲作業 受託</p>	<p>&lt;作付規模等&gt;</p> <p>水 稲 16.0ha 大 豆 9.8ha ミニトマト 10.8a 水稲作業受託4.0ha (基幹3作業)</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>水 田 25.9ha</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業舎兼格納庫 (350m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・育苗ハウス (2160m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・トラクター (30ps) 1台</li> <li>・側条施肥田植機 (乗用6条) 1台</li> <li>・大豆施肥播種機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン (3条) 1台</li> <li>・大豆コンバイン 1/2台</li> <li>・循環型乾燥機 (30石) 2台</li> <li>・トロ箱栽培システム 一式</li> <li>・ミニトマト選果機 1台</li> <li>・動力散布機 (25ℓ) 1台</li> <li>・トラック (1t) 1台</li> </ul> <p>(大豆の乾燥調製は、外部委託)</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大を図る。</li> <li>・農地の集団化や管理道の整備等により作業の効率化を図る。</li> </ul>

(2) 平坦農村地域

(ア) 個別経営体

経営類型	経営規模	生産方式
<p>水 稲 + 大 豆 + ビール麦</p>	<p>&lt;作付規模等&gt; 水 稲 7.5ha 大 豆 5.0ha ビール麦 5.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 水 田 12.5ha (うち借地10.5ha)</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業舎兼格納庫 (150㎡) 1棟</li> <li>・トラクター (30ps) 1台</li> <li>・側条施肥田植機 (乗用5条) 1台</li> <li>・播種機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン (3条) 1台</li> <li>・乾燥機 (30石) 2台</li> <li>・動力散布機 (26ℓ) 1台</li> <li>・大豆コンバイン 1台 (大豆の乾燥調製は外部委託)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大を図る。</li> <li>・農地の集団化や管理道の整備等により作業の効率化を図る。</li> <li>・2年3作体系を確立する。</li> </ul>
<p>水 稲 + 飼 料 米</p>	<p>&lt;作付規模等&gt; 水 稲 7.5ha 飼料米 5.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 水 田 12.5ha (うち借地 7.5ha)</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業舎兼格納庫 (150㎡) 1棟</li> <li>・トラクター (30ps) 1台</li> <li>・側条施肥田植機 (乗用5条) 1台</li> <li>・動力散布機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン (グレンタンク付き) 1台</li> <li>・循環型乾燥機 (30石) 2台</li> <li>・粃摺機 1台</li> <li>・軽トラック 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲、飼料米については、品種の組合せにより作業期間の拡大と農地の集団化を図る。</li> </ul>

経営類型	経営規模	生産方式
水 稲 + 露地野菜 + 水稲作業 受託	<作付規模等> 水 稲 3.0ha ブロッコリー4.5a キャベツ 2.0ha 水稲作業受託2.0ha  <経営面積> 水 田 4.5ha (うち借地 2.5ha)	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫 (50㎡) 1棟 ・パイプハウス (150㎡) 5棟 ・トラクター (30ps) 1台 ・側条施肥田植機 (乗用5条) 1台 ・野菜半自動定植機 1/3台 ・たまねぎ収穫機 1台 ・高床式作業車 1台 ・動力散布機 (26ℓ) 1台 ・循環式乾燥機 (30石) 2台 (キャベツは苗購入)  <その他> ・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大と農地の集団化を図る。 ・ブロッコリー、キャベツは、品種・作型により、労働調整を図る。
施設果樹 (ぶどう)	<作付規模等> デラウェア 早期加温 20a 普通加温 10a シャインマスカット 普通加温 10a 無加温 10a  <経営施設面積> ハウス 50a	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫 (80㎡) 1棟 ・パイプハウス (1000㎡) 10棟 ・灌水装置 (スプリンクラー) 一式 ・温風暖房機 4台 ・ミニバックホー (0.8t) 1台 ・動力運搬車 1台  <その他> ・果実の高品質生産や省エネルギー対策を図る。 ・樹勢を考慮した作型のローテーションを行う。

(3) 中山間地域

(ア) 個別経営体

経営類型	経営規模	生産方式
<p>⑰</p> <p>水 稲 + 施設野菜 + 露地野菜</p>	<p>&lt;作付規模等&gt;</p> <p>水 稲 3.0ha 施設トマト(夏秋) 43.2a なす(夏秋) 20a 小松菜 40a</p> <p>水稻作業受託7.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>水 田 3.0ha 畑 1.0ha (うち借地 3.0ha)</p>	<p>&lt;主たる資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場兼格納庫(50m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・トラクター(25ps) 1台</li> <li>・側条施肥田植機(乗用5条) 1台</li> <li>・半自動定植機 1/3台</li> <li>・動力運搬車 1台</li> <li>・動力噴霧機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン(3条) 1台</li> <li>・循環型乾燥機(30石) 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・播種時期の調整により夏秋時期の労働ピークの回避を図る。</li> </ul>

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）

本県の農業近代化施設については、各地域で特色のある農業が永続的に営まれるよう、農畜産物の高品質化や高付加価値化に必要となる生産管理施設、集出荷貯蔵施設、処理加工施設等の整備を引き続き進めていく。

また、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の推進、GAP<sup>(※1)</sup>等のリスク管理手法の導入、地域ビジネスの創出やバイオマス利用など6次産業化の取り組み等、新しい消費者ニーズや生産方式に対応した施設整備も速やかに進める必要がある。

さらに、既存施設については、施設の更新や機能向上、広域利用等について、主として利用率向上と整備コスト縮減の観点から積極的に進めていく。

以上の基本的な利用方向の他、農業に関する諸制度、県や市町村・JA等が策定した諸計画との整合性を図りつつ、重点作物や農業地帯別の施設整備方針を次のとおりとする。

(※1) GAP (Good Agricultural Practice) 食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践、記録する取り組み

### 1 重点作物別の構想

#### (1) 米

米の需要に応じた生産を推進し、今後の産地間競争を勝ち抜くため、契約的取引の拡大に向けた「売れる米づくり」を進めるとともに、一層の品質向上や低コストで効率的な生産・流通体制を確立するための条件整備を進める。

また、飼料用米等の定着や生産拡大に必要な受入・保管体制を整えるため、既存施設の再編・有効利用を進める。

##### ①機械・施設整備の推進

地域における導入整備計画の策定(大規模基幹施設と個人又は集落共同利用施設の導入調整、利用率向上のための飼料用米等の有効利用等)

##### ②大区画ほ場整備等に対応した生産体制整備の推進

ほ場整備に対応した組織や機械施設整備

#### (2) 麦、大豆、そば

水田を最大限に活用し、自給力向上に資するため、土地利用型作物である麦、大豆、そばについて、実需者等と結びついた生産拡大を進める。

特に、麦・大豆については土地利用型作物の基幹作物であることから、基本技術の確実な実施により、単位収量及び品質の向上を図り、併せて、必要な機械の整備施設と省力技術の導入、普及を図る。

#### (3) 野菜

露地野菜(キャベツ、白ねぎ等)では、機械化による作業の省力化を一層進めると共に労力補充体制を確立し、規模拡大と新規生産者の確保を図る。

また、転作田では、暗きょ等の基盤整備による排水対策を講じ、生産安定に繋げる。

施設野菜(いちご、メロン、トマト等)では、リースハウスの導入を進め、産地を支える担い手の規模拡大と新規就農者の初期投資の軽減を図る。

さらに、育苗施設や集出荷施設など共同利用施設の広域的利用を図り、産地連携による広域産地づくりを進める。

#### (4) 果樹

高齢化が進む中、担い手対策として、新規就農者や後継者など新たな担い手の負担軽減を図るため、リース式のぶどうハウス団地や柿団地の整備を推進するとともにぶどうなど施設果樹を中心に点滴養液土耕システム<sup>(※2)</sup>や省エネに配慮した高度生産管理施設等の持続的な経営に向けた基盤づくりを進める。

生産面では、輸入農産物との競合や産地間競争の激化に対応し、競争力のある作目・品種や栽培体系への転換を図る。

集出荷・流通体制については、有利販売を図るため、集出荷体制の合理化や流通情報の整備等を支援し、計画出荷体制を確立する。

また、西条柿の干し柿（あんぼ柿）やいちじくの加工等6次産業化に向けた加工施設整備や貯蔵施設の整備・拡充を支援する。

(※2) 点滴養液土耕システム 作物が必要とする肥料及び水を吸収可能な状態（液肥）で管理・制御しながら与える栽培システム

## (5) 花き

高品質で安定した花き生産を推進するために、生産基盤の充実拡大に向けた施設整備を図る。実施に当たっては需要者側の安定供給の要望や省エネ対策の観点を考慮し、一連の栽培工程における省力・低コストの実現に向けた生産施設等の整備を推進する。

また、流通面における物流、品質管理、低温流通等に対応できる集出荷施設の整備についても支援し、生産から流通に至る工程の共同化、省力化に積極的に取り組むことによって生産体制の強化に努める。

## (6) 特用作物

経営の安定化を推進するために生産基盤の充実拡大に向けた施設整備を図る。実施に当たっては、生産の団地化、生産コストの低減に向けた生産から流通に至る作業の共同化、省力化に関して取り組むこととし、生産体制の強化に努める。

## (7) 大家畜(肉用牛、酪農)

飼養管理の省力化を図るため、キャトルステーション・マザーステーション<sup>(※3)</sup>等の整備を推進するとともに、離農農家の施設を再整備して新規就農者等が利用できる取り組みを支援する。

また、自給飼料の生産を拡大するため、飼料生産基盤の整備や荒廃農地等を活用した放牧を推進するとともに、飼料用米や稲WCS<sup>(※4)</sup>の利用に必要な施設・機械、耕畜連携の促進に必要な堆肥舎等の整備を支援する。

(※3) キャトルステーション・マザーステーション 子牛や繁殖牛を預かって共同で飼育する施設

(※4) 稲WCS (Whole Crop Silage) 稲発酵粗飼料

## (8) 中小家畜(養豚、養鶏)

意欲ある担い手の規模拡大を促進するため、ウインドレス<sup>(※5)</sup>などの衛生水準の高い畜舎やGPセンター<sup>(※6)</sup>の整備を推進するとともに、畜産環境対策を進めるため、家畜排せつ物等の適正処理施設や排水・悪臭対策施設などの整備を進める。

(※5) ウインドレス 野鳥を介した病気等を防ぐため畜舎の窓をなくしたもの

(※6) GPセンター(Grading&Packing) 集荷した卵を洗浄し重量ごとに分けて包装するための施設

## 2 農業地帯別の構想

### (1) 松江圏域農業地帯

本地帯は、都市近郊、平坦地域、中山間地域の各地域が存在しており、それぞれの条件を活かした農業の展開を推進する必要がある。この農業地帯における重点作物は、米、果樹（西条柿、なし、ぶどう、いちじく）、野菜（キャベツ、いちご、有機葉物野菜等）、肉用牛、花き等であり、これらの今後における農業生産体制のあり方、及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

## **ア 米**

有機物、土づくり肥料の施用による土壌条件の改善等、稲作基本技術の励行と定着化等により栽培体系を見直すとともに、農地の大区画化や排水対策等の基盤整備と連携して生産性の向上と省力化、コスト低減を図る。品質が不安定な「コシヒカリ」の作付け集中を是正し、市場評価の高い品種への転換を進める。

また、生産体制については、認定農業者、集落営農組織等を中心として、農作業の受委託、農地の流動化を推進し、規模拡大と生産性向上を図り、施設整備については、ほ場整備に対応した機械施設整備や乾燥調製、貯蔵施設等の整備を進める。

## **イ 野菜**

### **(ア) キャベツ**

中海干拓地を中心に大区画畑地における機械化一貫体系を推進し、阪神・松江地域における出荷量を増加させるとともに、契約出荷率の向上を図る。また、周辺地域の大区画整備ほ場への波及を進める。

併せて、連作障害の回避、低コスト生産への取組を充実するとともに、生産管理施設（パイプハウス・育苗等）の有効利用、共同利用機械の導入・整備を図る。

### **(イ) いちご**

都市近郊の有利性を活かし、中海周辺の人口集積地帯への供給産地として安来市を中心に面積を維持するとともに、消費者ニーズにあった品種の導入、高設栽培の取組を進めるとともに、生産管理施設（パイプハウス・育苗等）等の整備を図る。

### **(ウ) その他**

若手生産者グループによる有機葉物野菜の施設栽培が増加してきているが、他は一部の品目を除き少量多品目生産となっており、生産方式も集約的な施設野菜から露地野菜まで多様である。高品質・新鮮、安全な農作物の安定生産を確保していくために、生産管理施設（パイプハウス・育苗等）等の整備を図るとともに、直売所等の産地直売システムの構築に対し支援する。

## **ウ 果樹**

### **(ア) 西条柿**

松江市を中心に、生柿の高品質化を図り、共同販売、有利販売を推進する。また、松江市東出雲町を中心とした枯露柿、市内全域でのあんぼ柿生産を強化し、冷蔵貯蔵による長期出荷や個別包装等の高付加価値化、出荷先の分散化を進めるとともに、生産組織の強化を支援し、安定的な生産出荷体制の整備を図る。

### **(イ) なし**

安来市の特産である二十世紀なしは、根強い需要を持っており、生産量の維持を図る。傾斜地ほ場の作業性改善、品種構成の検討や契約的取引の推進等について支援するとともに、集出荷施設等の整備を図る。

### **(ウ) いちじく**

島根半島部の温暖な気候、都市近郊の有利性を活かした作物として、水田転換を中心に産地



形成を図る。

### **(エ) ぶどう**

施設栽培技術の確立した先進県として安定品目であり専門的経営の取組を進める。シャインマスカット等の消費者ニーズにあった大粒系品種や契約栽培を前提とした加工用品種を安来市を中心に推進するとともに、生産管理施設（簡易被覆トンネル等）等の整備を図る。

## **エ 花き**

### **(ア) ぼたん**

生産者が減少していく中で、生産効率の向上、生産基盤の改善を図るために、農地の集約や利用調整を進める。また、収益性の高い抑制の鉢物生産を拡大し、苗生産も含め競争力のある計画出荷、高品質生産に向けた施設整備等を推進する。

### **(イ) トルコギキョウ**

トルコギキョウは安来市が県内有数の産地に育ちつつあるほか、松江市においても産地化をさらに進め、島根オリジナル品種とその他の品種を組み合わせる産地拡大を図るとともに、出荷後のほ場においてさらに花き類の栽培を進め生産管理施設（パイプハウス・育苗等）等の整備を図る。

### **(ウ) その他**

安来市のスターチス、きく、ストック等の切り花の産地確立を進める。また、企業的経営を進めているシクラメン、ベゴニア等の鉢物経営は、高い生産性と経営技術による安定経営を目指す。さらに産地規模を確立するための新規参入を促し、生産管理施設等の整備を図る。

また、安来市の球根類（チューリップ、水仙、ヒアシンス等）は、生産量の維持を図るとともに、消費者交流等イベント需要の拡大を進める。

## **オ 肉用牛**

飼養戸数・頭数の減少に歯止めをかけ生産基盤を維持するため、肥育センター及びキャトルステーションの施設整備・活用や荒廃農地等を活用した放牧を推進する。

## **カ 乳用牛**

酪農経営は合理化と乳質向上を求められており、ミルカー<sup>(※7)</sup>、バルククーラー<sup>(※8)</sup>等の設備の改善による乳質改善、牛群検定<sup>(※9)</sup>事業による個体管理の徹底及び牛群能力のレベルアップによる乳量増加を図る。また、たい肥活用と飼料生産増強を図るために、畜産農家と耕種農家との連携やバイオマスリサイクルセンターの利用拡大による地域内でのたい肥の利活用を推進するとともに自給飼料生産と耕種農家との連携による稲WC S等の利用の推進により管内自給率を向上させる。

(※7) ミルカー 搾乳機

(※8) バルククーラー 搾った生乳を冷却・貯蔵するための装置

(※9) 牛群検定 乳質、飼料給与状況などの記録を分析し、飼養管理、繁殖や疾病管理に反映させていくもの

## **(2) 雲南圏域農業地帯**

本地帯における重点振興作目は、米、大豆、そば、野菜（メロン、キャベツ、トマト、ほうれんそう、ねぎ、なす、ピーマン、パプリカ、アスパラガス、だいこん、やまといも、採種野菜、とうがらし）、果樹（ぶどう、すもも、かき、うめ、くり）、花き（トルコギキョウ、カラー、きく、その他切り花類）、茶（荒茶）、畜産（繁殖牛、肥育牛、酪農、養豚、鶏卵）、しいたけであり、これらの農業技術生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

## ア 米

たい肥及び土づくり肥料の供給体制の整備、品種構成の見直し、機械の共同利用等を推進することにより、高品質で良食味米の生産とコストの低減を図る。また、生産体制については、集落営農組織をさらに拡充するとともに、農作業の受委託、農地の流動化を促進し規模拡大と生産性向上を図る。加えて、「安全・安心」を重視し、生産資材を統一した特別栽培米の生産を推進するとともに、水稻採種、酒米、もち米等、気候や風土を生かした多様で付加価値の高い米の生産を推進する。

そのため、育苗センターや共同乾燥調製施設等の活用を行う。

## イ 大豆

集落営農組織を主体に排水対策の実施と広域利用機械化システムの整備、集荷販売体制の整備、農産物加工施設の整備、味噌、豆腐加工業者との連携強化を支援することにより、大豆生産の拡大、定着を図る。

## ウ 野菜

地域特性を活かしたこだわり産品やエコ農産物等の生産を進め、市場や業務・契約出荷から産直までの多様な販売に対応した生産体制を強化し、併せて集出荷・販売施設等の整備を行う。主力品目である奥出雲ブランドの水耕野菜「みどりちゃん」については、美味しまね認証やGAP手法による周年安定生産・販売強化を支援する。また、新たな担い手の育成・確保のため、定住研修制度の活用やリースハウス団地事業を推進する。

## エ 果樹

果樹園の利用率向上、土づくり・排水等園環境の改善や施設化等による生産性の向上、遊休ハウスの活用等による栽培面積の維持拡大、市場動向や消費者ニーズに応じた品種の導入を図ることにより、収益性の高い果樹の生産振興を図る。

## オ 花き

基幹品目として振興してきたトルコギキョウ、カラーを中心に、育苗センターの管理技術向上による良質苗供給体制の構築、病害対策による生産性向上と、産地戦略の検討及び市場販売先との連携強化を図り、県夏秋出荷産地として市場性の高い花づくりを推進する。

## カ 肉用牛

畜産総合センター、横田繁殖センター及び吉田繁殖センターのキャトルステーション・マザーステーション機能を核とし、集落畜産による繁殖経営、ET技術<sup>(※10)</sup>の活用による子牛生産、優良系統牛の導入と子牛生産率の向上等により繁殖基盤の一層の強化を図る。また、肥育管理技術の向上等により肉質の改善及びブランド化を進め、繁殖から肥育、加工・販売にいたる地域内一貫生産体制を推進し、その生産拡大を図るほか、稲わらや飼料作物、放牧等耕種部門との連携による自給率向上を図る。

そのため、繁殖センター、畜産物加工施設、直売施設及びたい肥舎等の整備を行う。

(※10) ET技術 受精卵移植技術

## キ 乳用牛

有機農業との連携による山地酪農<sup>(※11)</sup>や自給飼料基盤に立脚した特色ある経営、ET技術を活用した和牛生産による経営の強化を図る。また、高品質牛乳の安定生産体制の整備や特色ある乳製品の製品加工を行い付加価値を高める。

そのため、牛舎、乳製品加工施設等の整備を行う。

(※11) 山地酪農 里山や山林を放牧に利用する酪農

## ク 養鶏、養豚

大規模畜舎等の整備を推進し、認定農業者、農業法人化等への取組を強化し、企業的経営体による生産の拡大を推進する。また、飼料用米の利活用や堆肥の有効活用を図るため耕種部門との連携を強化する。

## ケ しいたけ

奥出雲地域の菌床しいたけ生産は、東日本大震災以降の風評被害による消費の落ち込みや燃料価格の高騰等、厳しい環境下にある。主力商品及びジャンボ椎茸「雲太-1号」や肉厚の椎茸「ぷりっと」の安定生産や県外への販路拡大へ向けて、生産者の栽培技術の向上や新たな人材の確保、販売促進活動などを展開しながら、生椎茸をはじめとする多様なキノコ生産の振興を図る。

### (3) 出雲圏域農業地帯

本地帯の重点振興作目は、米、麦、大豆、そば、ハトムギ、ひまわり、野菜（キャベツ、青ねぎ、白ねぎ、たまねぎ、トマト、きゅうり、いちご、ブロッコリー、アスパラガス、枝豆、かんしょ、野菜苗）、果樹（ぶどう、かき、なし、いちじく）、花き（きく、トルコギキョウ、シクラメン、あじさい、花き苗）、畜産（繁殖牛、肥育牛、酪農、鶏卵）、菌床しいたけ等であり、これらの今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

#### ア 米

作柄の安定、労力分散、施設の有効利用等を図るため「つや姫」や「きぬむすめ」を中心とした適正な品種構成と、温暖化に対応した品種検討をすすめ、中核産地として市場性の高い米づくりを構築する。

平坦地域においては担い手（認定農業者、集落営農組織等）に対する農地利用集積を図り、大型機械化体系、新技術の導入等で低コスト水田農業を確立する。また、中山間地域においては、地域資源を活用した付加価値農業、農地の保全等を進める集落営農組織を育成する。

#### イ 麦、大豆、そば、ハトムギ、ひまわり

土地利用型転作の主力作物と位置づけ、担い手を中心とした麦と大豆・そば・ハトムギ・ひまわりを組み合わせた作付体系による水田の高度利用、団地化を一層推進する。さらに、実需者のニーズを踏まえたロットの確保、品質向上及び大型機械化体系による生産性向上を図る。また、大型乾燥調製施設の有効活用を図り、契約に基づく安定した生産出荷体制を確立する。

#### ウ 野菜

露地野菜については、露地野菜相互及び水稲作・麦作との輪作体系を推進し、生産の拡大と安定生産を図る他、土地利用型の野菜（たまねぎ、キャベツ等）では機械化体系の構築と、より省力的な加工業務用野菜の生産を進め、産地の維持拡大を図る。

青ねぎ、ブロッコリー、アスパラガス等では出荷調製作業の外部委託、農作業支援組織の活用、出荷調製施設の整備拡充等を図ってきており、この有効活用によって省力化を進め、産地規模の拡大を図る。

また、地元市場出荷を中心とした新規品目（例 枝豆、ゴーヤ、パプリカ、小玉スイカ等）の導入や、水稲育苗ハウスを活用したトロ箱栽培等の普及を図り、野菜栽培の底辺拡大を進める。

#### エ 果樹

##### (ア) ぶどう

管内のぶどう産地では、樹勢の低下、加温燃料の高騰、生産者の高齢化などで生産量や栽培面積が減少している。このような状況で、産地の維持と発展を図るために、所得向上を目指した密植栽培技術・省エネ技術の導入、シャインマスカットなどの高品質大粒系ぶどうの導入による複合経営の推進を行う。また、新たな担い手を育成するために、定年退職者や U・I ターンの方を対象に栽培講座の開催を行い、販売では、高糖度の「いずもぶどう」などを生産し、出荷形態の多様化を図る。

#### **(イ) かき**

旧平田市で新たな団地を造成し、生産基盤の安定化を図る一方、あんぼ柿の増産により共同選果機の導入を進め産地強化を図る。また、低樹高栽培等の省力栽培を進め、大玉・高品質果実の生産を推進する。さらに、防霜ファン、スプリンクラーや防風ネットの設置等、気象災害対策の推進による生産の安定化、冷蔵出荷による出荷時期の分散化及び西条柿を使ったあんぼ柿の施設化、機械化による効率的生産を進め、出荷形態の多様化を図る。

#### **(ウ) なし**

出雲市において網掛け栽培による高品質多収量と省力栽培の普及を図り、栽培技術の高位準化を図る。

#### **(エ) いちじく**

旧多伎町を中心に棚栽培や低樹高栽培等の省力栽培を推進し、ハウス栽培の拡大や、防風ネットの設置等により高品質果実の生産を推進する。また、旧出雲市内や旧平田市内で栽培されている榊井ドーフィンの生産拡大等を進めていく。

### **オ 花き**

#### **(ア) 切り花**

電照菊については、平成 20 年度から養液土耕栽培を開始しており、栽培の省力化に成果を上げており、品種別・作型別の養液管理についてさらに検討を進め、管理技術を確立・産地の維持拡大を図る。

トルコギキョウについては、県オリジナル品種を中心に栽培者が増えつつあるため、栽培技術の向上と高品質生産を進め産地化を図る。

#### **(イ) 鉢花**

シクラメンについては、需要の低迷による経営環境の悪化から、雇用労働費の削減、管理遅れ、商品性の低下が課題となってきた。そこで、現状に対応した栽培技術を確立していくため、省力的な管理体系の検討、売れる商品づくりを行っていく。

また、シクラメンと組み合わせる品目として地域内で面積が拡大しつつあるあじさいやカーネーションの生産組織とともに、高品質生産による産地化を図る。

### **カ 畜産**

畜産経営安定のため耕畜連携を強化し、堆肥の農地還元、飼料用米や稲 W C S の利用や、水田及び荒廃農地を活用した放牧の推進を図るとともに、効率的な生産性向上を図るため、受精卵移植技術の利用、和牛子牛の飼養管理技術向上及び牛群管理技術の向上を図る。

また、畜産経営に参入しやすい環境を整備するとともに、補助事業を活用して、既存経営体の規模拡大を進め、肉用牛、乳用牛の頭数確保に努めるものとする。

#### **(4) 県央圏域農業地帯**

本地帯の重点作目は米、野菜（キャベツ、白ねぎ等）、果樹（ぶどう、かき等）、肉用牛、乳用牛等であり、これらの今後における農業技術生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備

方針は次のとおりである。

## ア 米

### (ア) 作業の効率化と生産性の向上

地域条件を踏まえたほ場整備や用排水整備等により、基礎的な生産条件の整備を推進する。  
また、施設整備や育苗・乾燥調製部門では広域的共同利用施設の利用体制整備を図る。

### (イ) 担い手の育成

集落営農組織等の法人化と同組織等への集積を支援し、コスト低減に向けてほ場の集団化や作業の集約化を図る。

### (ウ) 売れる米づくりの推進

ハーブを緑肥に利用し、農薬と化学肥料を5割以上削減したお米『石見高原ハーブ米®』や『石見銀山エコロジー米』は、契約的取引により単価も高く、農家の所得向上につながることから一層の生産拡大を図る。

## イ 野菜

(ア) キャベツ、白ねぎ、ナス、ピーマン、ミニトマト、メロンを始めとする既存品目とともに、期待される品目、作型の導入や計画的な生産出荷を進め、需要に対応できる産地づくりを推進する。

(イ) 高性能防除機等の作業省力化のための機械導入やトロ箱栽培等の環境に配慮した栽培を行うための施設整備を推進する。

(ウ) 集落営農組織や個別農家の作業を補完するしくみづくりを行い、共同利用機械や調製施設の整備とその有効活用を推進する。

## ウ 果樹

(ア) 大田市のぶどう・かき、川本町のかきで栽培規模の拡大を進める。かきについては、隣接圏域と原料供給により加工分野における連携を図る。

(イ) 邑南町では、おうとう、ぶどう、ブルーベリーを推進するなど、地域にあった品目の選定と導入及び栽培技術の向上などを進め、顔の見える販売を中心とした特色ある果樹生産を推進する。

(ウ) 果樹の生産拡大及び加工品の生産等に必要な機械施設を整備するとともに、気象災害対策として、ハウスの高度化、防風ネット等を整備する。

## エ 花き

県花き振興品目5品目のうち、「トルコギキョウ」の生産拡大を主課題に、ソフト、ハードの両面から重点的に支援する。

## オ 肉用牛

### (ア) 繁殖牛

キャトルステーション・マザーステーション機能を備えた畜産総合センターを設置し、畜産産地の強化を図るとともに、放牧牛の確保を図りながら、荒廃農地や里山等を活用した放牧を推進し、地域に賦存する草資源の有効活用により飼料自給率を向上させる。

また、乳用牛の受精卵移植によって和牛子牛の生産頭数を増加させ、肉用牛生産基盤の維持拡大を図る。

### (イ) 肥育牛

地域で生産された子牛の買い支え機能を強化すると共に、ブランドの確立に資するため、JA肥育センターを核とした生産振興を推進する。

## カ 乳用牛

(ア) コントラクター<sup>(※12)</sup>を活用した飼料生産の外部化をさらに推進するとともに、稲WC Sや飼料用米、エコフィード<sup>(※13)</sup>等の地域資源を活用したTMRセンター<sup>(※14)</sup>の設置等によって、労働負担の軽減、飼料生産作業の効率化・低コスト化を推進し、飼料自給率の向上を図る。

(※12) コントラクター 飼料生産作業を請け負う組織

(※13) エコフィード 食料残さ等を原料としてつくられる飼料

(※14) TMRセンター(Total Mixed Ration Center) 草地管理、自給飼料の調整・貯蔵及び配送を組織として行う施設

(イ) たい肥の調整・保管施設を整備して、たい肥の高品質化を図り、水田や畑での利用を増大させ、有効活用を行うことによって、耕畜連携による資源循環型農業を推進する。

### (5) 浜田圏域農業地帯

本地帯の重点作物は米、大豆、野菜（有機野菜、キャベツ、なす、いんげん、あすっこ等）、果樹（かき、なし、ぶどう）、肉用牛、養豚等であり、これらの今後における農業技術生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

#### ア 米

米については、土づくりや適切な肥培管理などの基本技術の励行による品質・食味の高位安定はもちろんのこと、市場動向や消費者ニーズを的確に反映させた販売戦略に基づく売れる米づくりを推進していく。

また、集落営農組織や個別の認定農業者等の担い手育成に努めるとともに担い手に対する農地や農作業の流動化や機械施設整備を促進し、生産コストの低減と経営の安定を図る。

#### イ 大豆

大豆については、集落営農組織を中心に水田転作の主要な作物として作付けが図られている。

また、生産された大豆は、主に契約栽培により地元の味噌加工業者へ販売されており、継続した取組と生産量の拡大が求められている。

こうしたことから、引き続き、担い手における転作作物の中心として生産拡大に努めていく。

#### ウ 野菜

野菜については、先進的な認定農業者等により有機栽培での葉物野菜生産が行われており、消費者に高い評価を得て、県内最大の産地となっている。更に、新たな取り組みとして、県の美味しまね認証を露地でのキャベツやナスで取得した。

これらの生産拡大、安定生産のための支援と新規参入者の育成支援を図る。

#### エ 果樹

かきについては、生産者の高齢化に対応した生産体制整備、新規栽培者の確保を図るとともに高付加価値化対策としてあんぼ柿加工等の取り組みによる産地の再生支援を行う。

ぶどう（ピオーネ）については、栽培技術の高位平準化による収量増加を図るとともに、リースハウス団地の取組等による産地規模の拡大を進める。併せて有利販売への支援を行い生産者の経営安定を図る。

なしについては、生産者の高齢化に伴う園地継承の仕組みづくりを進めるとともに、改植等で樹の若返りを図り生産量の確保を支援する。

#### オ 肉用牛

担い手農家の育成を図る中で、放牧の推進や耕種農家との連携による堆肥等の有効活用を進

める。

## カ 養豚

地域の基幹的作目である養豚業においては、環境との調和に配慮しつつ、企業感覚に富む収益性の高い経営体の育成を推進する。

## キ その他

直売所を核とした少量多品目農産物の安定供給、販売体制の整備が進みつつある。生産者組織の育成支援により出荷量の拡大を図るとともに加工品等の商品開発も進め、販売額の増大を図り、地域活力の向上をめざす。

### (6) 益田圏域農業地帯

本地帯の重点作物は、米、大豆、野菜（メロン、トマト、ミニトマト、いちご、たまねぎ、有機あるいは産直野菜）果樹（ぶどう、西条柿、くり、ゆず）、花き（トルコギキョウ、バラ、きく、鉢物）、特用作物（わさび、山菜、茶）、畜産（繁殖牛、肥育牛、酪農、養鶏）であり、これらの今後における農業生産体制のあり方及び農業近代施設の整備の方針は次のとおりである。

#### ア 米

集落営農を中心とした効率的な経営を確立し、西いわみヘルシー元氣米を始めとする特色ある米の有利販売対策と平坦部でのつや姫及びきぬむすめの栽培推進を図り、農業生産基盤整備や機械・施設の効率的整備を促進する。

#### イ 大豆

水田転作での土地利用型作物として産地を維持するために大型機械の整備を図る。

#### ウ 野菜

メロン・トマトを中心とした施設野菜の拡大を目的に、ハウス団地の拡大と集出荷施設の機能強化を行い生産体制の整備を図る。

#### エ 果樹

ぶどうの新品種シャインマスカットの導入と盆前出荷の拡大、西条柿の高品質栽培と加工、くりの低樹高栽培の普及、地域特産としてのゆずの生産と加工の拡大を図る。

#### オ 花き

トルコギキョウ、バラ、きく、鉢物を中心に高品質化のための施設の整備を図る。

#### カ 特用作物

わさび、山菜の生産を拡大するため、生産施設の整備を図る。

#### キ 畜産

環境に配慮した畜産経営の規模拡大を推進しつつ、高品質・省力生産が可能な施設を整備して、大規模経営体の育成を図る。

また、畜産農家と耕種農家が連携して、転作田や荒廃農地等を活用した飼料生産の推進、コントラクターの育成と経営安定を図り、地域内の飼料自給率向上に取り組む。

### (7) 隠岐圏域農業地帯

本地帯の重点作物は、肉用牛、米、園芸作物であり、これらの今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

#### ア 肉用牛

共同利用牧野での放牧を中心とした肉用牛繁殖経営が主体であり、今後の新たな担い手の育成にも対応できるよう、当該牧野を生産性の高い草地となるよう積極的に整備を行い、粗飼料

生産基盤の強化を図る。

また、家畜市場・共同利用施設（研修含む）の整備等による新たな生産・流通の仕組みづくりを支援する。

## **イ 米**

米の品質向上による良食味米の技術確立や高付加価値化を図る。さらに、担い手への農作業委託、農地の集約化を促進し規模拡大と生産性向上を図る。

また、島後においては、米の販売力の強化及び周年販売体制の確立に向けた集出荷貯蔵施設の整備を行う。

## **ウ 園芸作物**

野菜供給の大半を本土に依存しているが、今後、農業生産基盤の整備を行うとともに産直販売拠点施設の整備を行い、島内自給率の向上を図る。

### **3 広域整備の構想**

産地形成に当たっては、市町村から圏域へと、より広範囲に生産、流通の単位を拡大し、リレー出荷を行う等有利販売を行うことが必要である。平成27年3月に県内11JAが合併し、「JAしまね」が設立されたことに伴い、共同利用施設の広域利用による産地拡大や生産コスト低減の取組が必要であることから、農業近代化施設についても、JA地区本部を越えた広域的な整備を推進する。

#### **（1）共同集出荷施設**

キャベツ、ねぎ、メロン、ブドウ、西条柿について、計画的生産、規格の統一に留意しながら取扱量の拡大を図り、広域を対象とした集出荷・調製施設の整備に対し支援する。

#### **（2）大規模乾燥調製施設**

米、麦、大豆については乾燥調製施設の高度化や広域的再編整備を推進し、品質向上及び生産コストの低減を図る。

#### **（3）畜産物流通加工施設**

畜産物については、家畜市場や乳業工場の再編整備や食肉処理施設の機能強化を必要に応じて推進するとともに、飼料の地域内自給を促進するため、広域を対象としたコントラクターやTMRセンターなどの支援組織の育成を図る。



## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

農業・農村を取り巻く情勢は、「過疎・高齢化の進行による生産力低下や担い手不足」「農林水産物価格の低迷」「消費者の食の安全・安心と環境問題への対応」「価値観、ライフスタイルの変化への対応」等様々な課題に直面しており、農業経営の基盤強化を喫緊の課題として取り組む必要に迫られている。

そこで、「県民の安心と誇りの実現」「消費者に買ってもらえる商品づくり」「地域の実情にあった担い手づくり」「魅力ある農山村づくり」「環境保全と多面的機能の維持増進」に取り組むこととし、担い手育成においては、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、あわせて地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手についても、育成・確保を進める。

具体的には、認定農業者を中心とした既存農業者の経営規模拡大や経営の合理化を進める一方、新規就農者、他業種からの農業参入を含めた農業法人、集落営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。

### 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

#### (1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

農業者研修教育施設として大田市に島根県立農林大学校を設置している。

農林大学校の養成部門では、主に高等学校卒業者を対象に、有機農業、野菜、花き、果樹、肉用牛の各専攻別に2年間の学習課程を設けている。

また、研修部門では、これから農業を始めようとする社会人を対象に、島根県農業担い手育成研修、有機農業実践研修、野菜実践研修を設けている。

さらに、市町村段階で、UIターン者等多様な新規就農希望者が円滑に就農できるよう、農業に関する専門的な営農技術を習得するためのアグリビジネススクールや実践研修農場、新規就農者滞在施設等の整備が行われている。

#### (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

農林大学校においては、有機農業、野菜、花き、果樹の各専攻ハウス等の修繕や高度化、肉用牛専攻牛舎の更新など、教育研修施設の整備を行い、入学者の増加と教育内容の充実を図る。

また、農林大学校を卒業する者の自営就農、雇用就農を促進するため、農林大学校、県・各地域農業再生協議会（担い手部会）、県農業普及部等で構成する「農林大学校新規就農者育成推進会議」を設置し、在学中からの就農計画作成支援、雇用就農先の調整等を行い、卒業後の円滑な就農に向けた支援を行う。

なお、新規就農者の育成確保に向け、(財)しまね農業振興公社に就業プランナーを配置し、新規就農相談への対応を強化する。

### 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農林大学校を核に、中山間地域研究センター及び試験研究機関の高度な技術を活かした体系的かつ効果的な研修を実施する。

また、各市町村段階では、必要に応じて研修施設、滞在施設を整備しながら独自の研修制度に取り組むとともに、認定農業者、農業士等による専門的かつ実践的な栽培管理技術・経営研修の実施を支援する。

### 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

#### (1) 就農準備等に必要な資金手当

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農支援資金の他、県単独事業等による機械施設の導入等を実施し、新規就農者に対する就農準備、研修実施、条件整備及び初期経営の安定を支援する。

#### (2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

各種制度を活用した農地の流動化・集積を促進するとともに、農用地利用改善団体の取り組みを通じた担い手への集積を進める。

また、新規就農者については、農地法改正に伴う下限面積の柔軟な対応も活用しながら、安定した経営につながる最適面積の取得を推進する。

#### (3) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制

県・地域農業再生協議会による情報提供を行うとともに、農林大学校、中山間地域研究センター、試験研究機関及び（公財）しまね農業振興公社のホームページ等を活用することにより、栽培・飼養・経営管理技術情報、農地、研修、雇用就農等に関する情報提供に努める。

#### (4) 農業教育の推進

小・中・高等学校の児童・生徒等に対して農業への関心を高め、将来の就農希望者の拡大や農業への理解者の増加を図るため、学校教育現場や教育委員会等と連携しながら農林大学校において教員を含めた研修を実施する他、各地域における体験学習等の農業教育の実施を支援する。

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号へ)

### 1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

本県農村地域の就業構造は、第1次産業を基本としつつも近年の経済成長に伴う産業構造の変化、兼業化の増加、また農業労働力の省力化等と相まって第2次産業及び第3次産業の就業者が増加している。しかしながら本県の地場産業は、建設業や付加価値の低い素材加工型の業種に特化しており、技術進歩への迅速な対応及び経済的な経営環境の強化等が課題となっている。

特に中山間地域においては安定的な就業の場が少ないため、農業従事者の高齢化と減少及び後継者不足が著しい。また、本県の農家1戸当たりの経営耕地面積は小さく、農業生産も付加価値の高い農産物への転換が進んでおらず、農業所得及び農業依存度が低下するとともに農家所得も漸減している。

そのため、農村資源を活かした新たな産業を興し、農外企業の農業関連産業への誘導等、地元における安定的な就業の場を確保し、不安定な就業形態にある兼業農家の安定就業を促進する。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域工業等導入促進法等に基づき、地域の実態に即した企業の計画的導入を図り、農山漁村活性化整備対策事業により整備される地域農林水産加工利用の高度化のための施設、地域資源を利用して観光と一体となった農林漁業の活用により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。

なお、就業機会の確保のための施設の配置に当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合性に留意する。

また、農村地域における農業者の安定兼業を推進するための相談指導、助言等の活動を推進する。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

### 1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域における集会施設、農村広場・公園等の生活環境施設は、市町村の努力によって一定の整備水準を確保しているものの、特に中山間地域においては生活環境施設の整備が都市部に比較すると大きく立ち後れている。

こうした中で、農業従事者をはじめとして多くの県民が居住する農村地域においては、そこに住む人々がその地域に誇りを持って農業生産活動や社会活動を活発に営むことができる環境と快適で潤いのある生活環境を整備することにより、地域の活力を向上させることが課題となっている。

また、近年、都市住民の自然とのふれあいへの欲求の高まり等を受けて、都市と農村との共生の重要性が広く認識されてきており、農村がこれまで培ってきた豊かな自然や美しい景観を国民共有の財産と位置づけて守り、次世代へ引き継ぐことも重要である。

### 2 生活環境施設の整備の構想

このため、農業従事者を含む地域住民が快適に生活できるよう、集落道・集落排水等生活環境施設の整備により、住民の連帯感の醸成を図り、農業従事者等の福祉の向上、健康の増進等、良好な生活環境の確保に努める。

併せて、豊かで美しい自然と調和した田園空間や居住空間の確保を図るとともに、集落道等の整備や市民農園等の整備を支援することにより、農村地域の住民の定住促進や都市住民の憩いの場、農村地域の住民と都市住民との交流の場づくり等を支援する。

なお、施設の整備にあたっては以下に留意する。

- ① 施設の整備計画は必要性和緊急性の高いものから順次策定すること。また、整備計画においては適正な受益範囲を設定し、それに基づく利用見込み人員等を考慮した適正な規模とするとともに、農道、県・市町村道等との関連にも充分留意して設置場所を決定すること。

なお、施設整備の構想を定めるにあたっては、優良農地の確保に十分配慮するとともに関連する施設整備計画がある場合には、その計画との整合性に留意すること。

- ② 施設の配置にあたっては、農村地域固有の美しい景観や豊かな自然を活かすことに配慮し、類似施設がある場合には、当該施設との機能分担を明確にした上で整備計画を策定すること。
- ③ 整備する施設は主として農業従事者が受益者である必要があるが、農業従事者以外の居住者との連携も十分にとり、農村地域住民の良好な生活環境の確保について配慮すること。
- ④ 施設の整備にあたっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動によって有効に活用され、農村地域住民の連帯感の醸成に資するものとなるよう配慮するとともに、施設の管理、運営が適正に行われなければならないこと。